

成年後見関係事件の概況

—平成31年1月～令和元年12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成31年1月から令和元年12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお、前年以前の数値について、所要の訂正を行うことがあるため、過去の概況において掲載した数値と一致しない場合がある。

令和2年3月

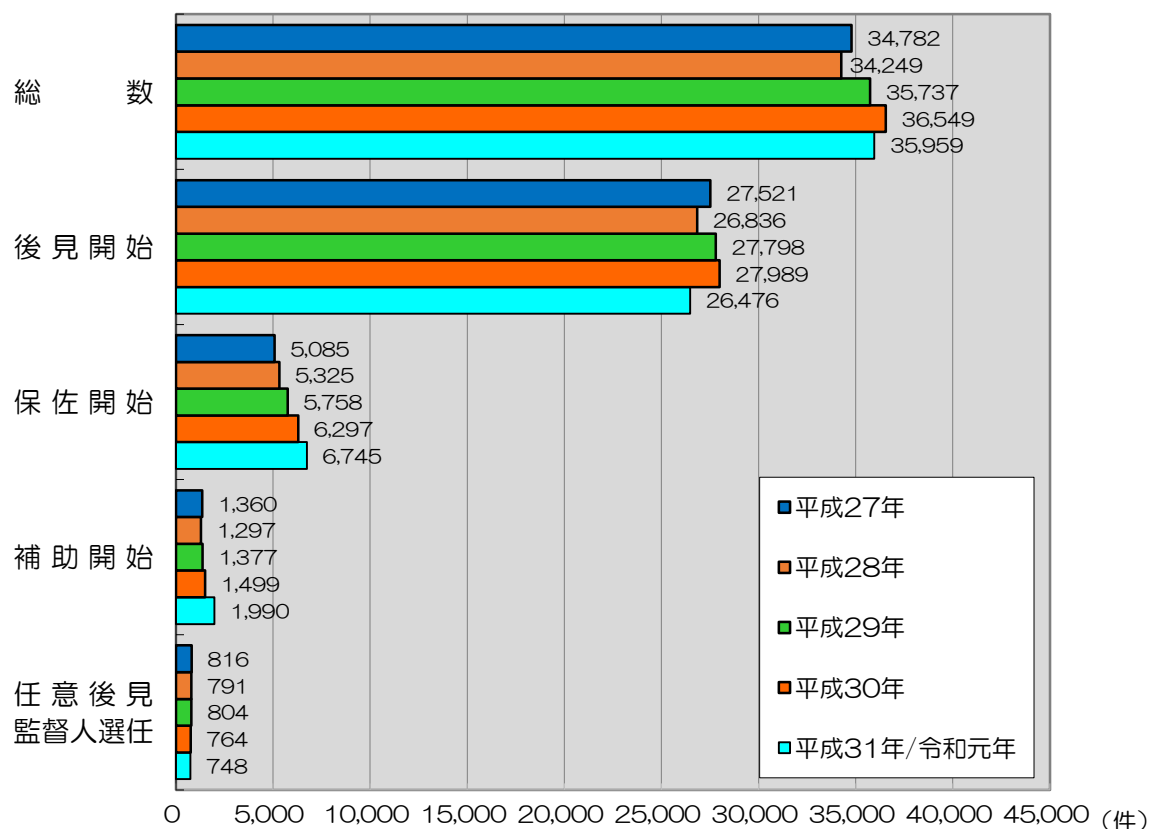
目 次

1	申立件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（資料1）過去5年における申立件数の推移	
2	終局区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（資料2）終局区分別件数	
3	審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（資料3）審理期間別の割合	
4	申立人と本人との関係について・・・・・・・・・・	4
	（資料4）申立人と本人との関係別件数・割合	
	（資料5）申立人と本人との関係別件数	
	（家庭裁判所管内別総数，市区町村長申立件数・割合）	
5	本人の男女別・年齢別割合について・・・・・・・・	6
	（資料6）本人の男女別・年齢別割合	
	（参考資料）開始原因別割合	
6	申立ての動機について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	（資料7）主な申立ての動機別件数・割合	
7	鑑定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（資料8）鑑定期間別割合	
	（資料9）鑑定費用別割合	
8	成年後見人等と本人との関係について・・・・・・・・	10
	（資料10）成年後見人等と本人との関係別件数・割合	
9	成年後見制度の利用者数について・・・・・・・・・・	12
	（資料11）成年後見制度の利用者数の推移	

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で35,959件（前年は36,549件）であり，対前年比約1.6%の減少となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は26,476件（前年は27,989件）であり，対前年比約5.4%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は6,745件（前年は6,297件）であり，対前年比約7.1%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は1,990件（前年は1,499件）であり，対前年比約32.8%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は748件（前年は764件）であり，対前年比約2.1%の減少となっている。

（資料1） 過去5年における申立件数の推移



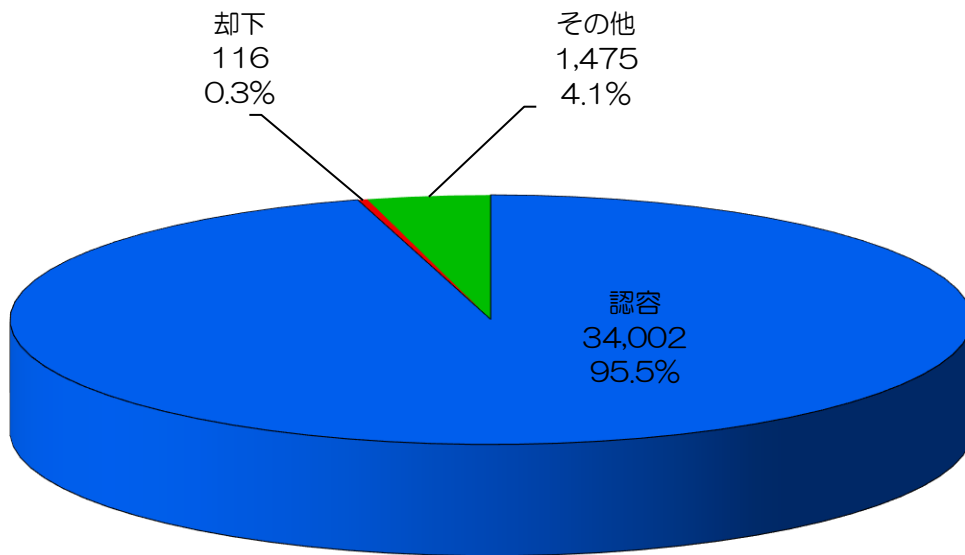
（注） 各年の件数は，それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計35,593件のうち、認容で終局したものは約95.5%（前年は約95.5%）である。

（資料2） 終局区分別件数

	既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	35,593	25,172	70	1,026	6,372	19	259	1,825	10	112	633	17	78



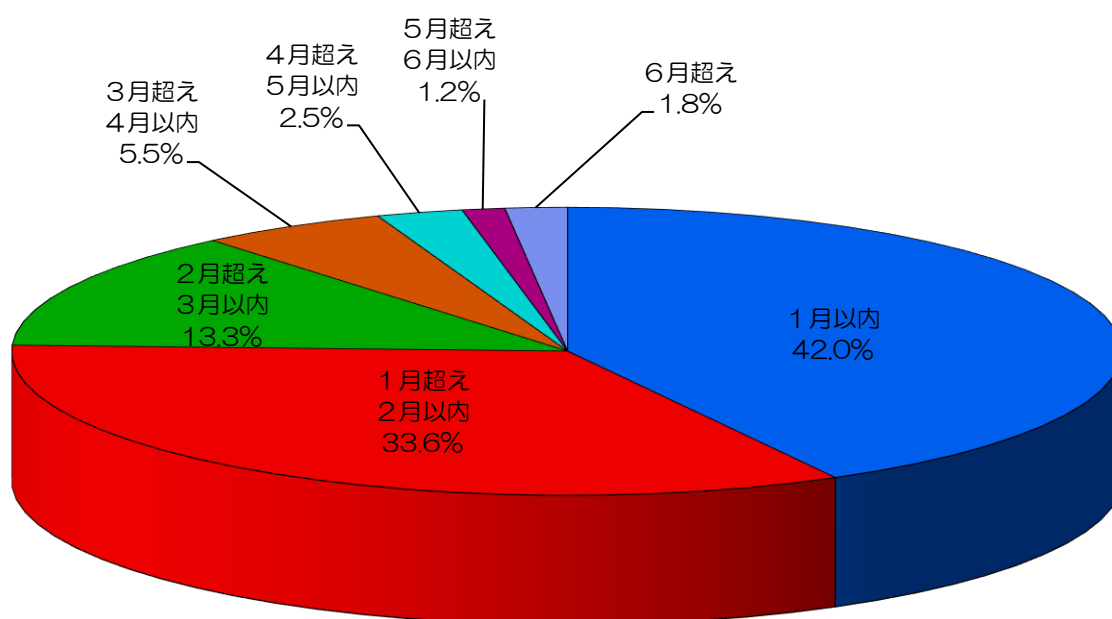
（注1） 平成31年1月から令和元年12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計35,593件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約75.7%（前年は約77.2%）、4か月以内に終局したものが全体の約94.4%（前年は約94.8%）である。

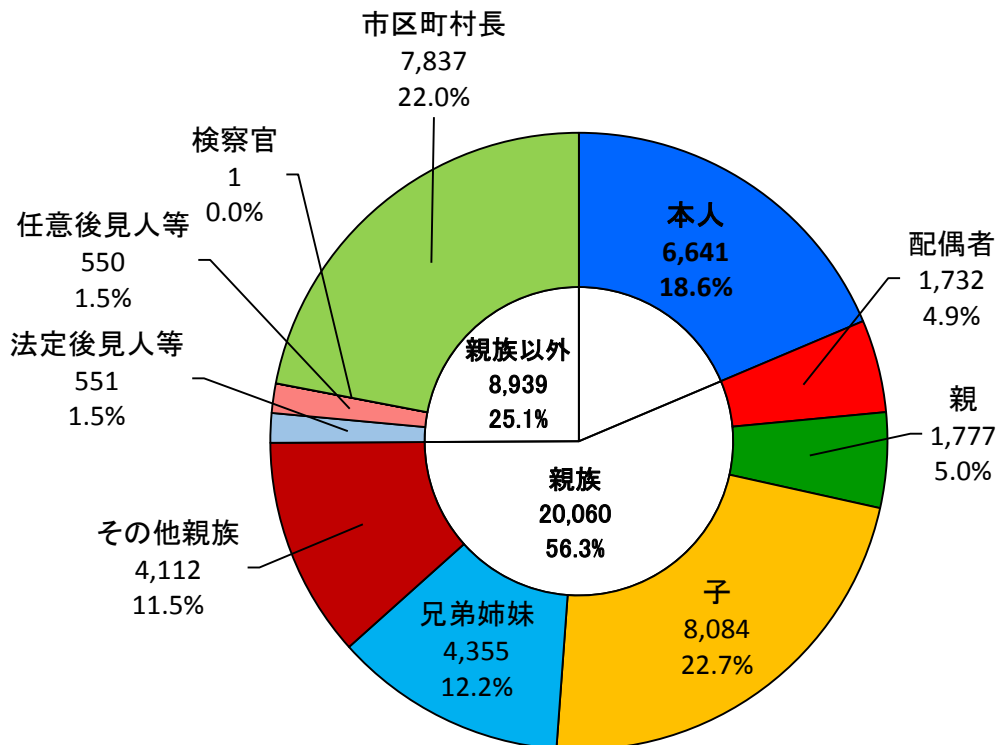
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4，5）

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約22.7%を占め、次いで市区町村長（約22.0%），本人（約18.6%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは7,837件で、前年の7,706件（前年全体の約21.3%）に比べ、対前年比約1.7%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数・割合



（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（35,640件）を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（35,593件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者，親，子及び兄弟姉妹を除く，四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数
(家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合)

管内	総数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
東京	4,629	1,144	24.7%
横浜	2,575	598	23.2%
さいたま	1,633	462	28.3%
千葉	1,669	402	24.1%
水戸	473	119	25.2%
宇都宮	270	55	20.4%
前橋	444	73	16.4%
静岡	1,170	195	16.7%
甲府	244	55	22.5%
長野	502	131	26.1%
新潟	954	160	16.8%
大阪	3,170	586	18.5%
京都	1,223	153	12.5%
神戸	1,749	237	13.6%
奈良	420	81	19.3%
大津	416	64	15.4%
和歌山	208	37	17.8%
名古屋	1,345	266	19.8%
津	354	59	16.7%
岐阜	344	71	20.6%
福井	214	49	22.9%
金沢	381	89	23.4%
富山	389	49	12.6%

管内	総数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
広島	832	215	25.8%
山口	404	80	19.8%
岡山	819	272	33.2%
鳥取	233	64	27.5%
松江	205	71	34.6%
福岡	1,500	204	13.6%
佐賀	267	73	27.3%
長崎	305	38	12.5%
大分	273	43	15.8%
熊本	469	142	30.3%
鹿児島	416	90	21.6%
宮崎	409	143	35.0%
那覇	384	97	25.3%
仙台	398	98	24.6%
福島	403	179	44.4%
山形	228	74	32.5%
盛岡	312	64	20.5%
秋田	162	25	15.4%
青森	338	117	34.6%
札幌	776	156	20.1%
函館	144	11	7.6%
旭川	216	29	13.4%
釧路	263	76	28.9%
高松	264	74	28.0%
徳島	274	108	39.4%
高知	232	64	27.6%
松山	338	95	28.1%
総数	35,640	7,837	22.0%

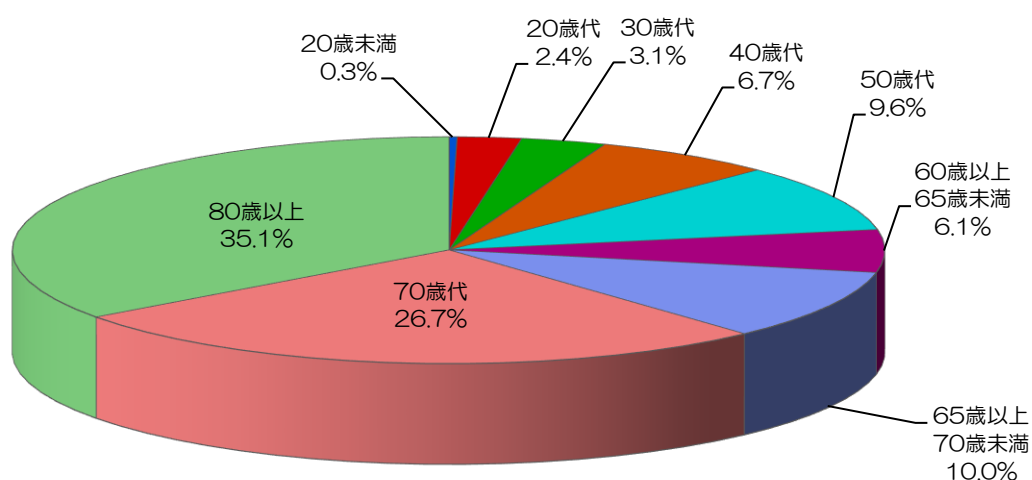
- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(35,593件)とは一致しない。
- (注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

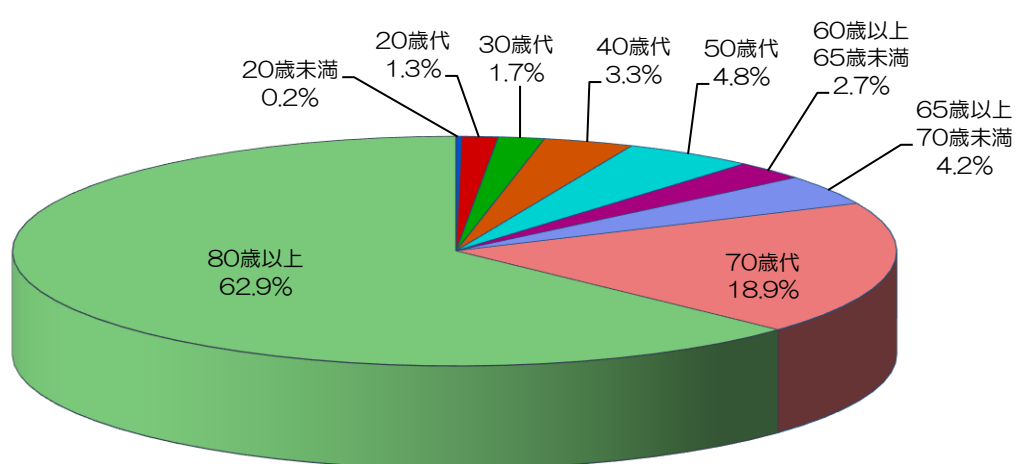
- 本人の男女別割合は、男性が約43.1%、女性が約56.9%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約35.1%を占め、次いで70歳代の約26.7%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約62.9%を占め、次いで70歳代の約18.9%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約71.8%を、女性では女性全体の約86.0%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



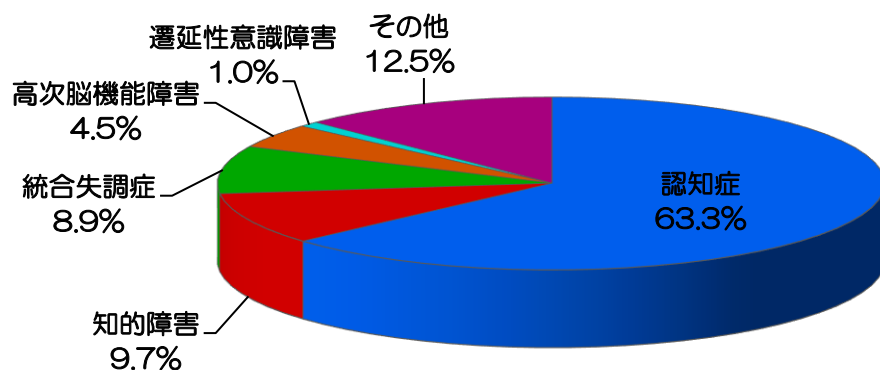
（女性）



（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(参考資料) 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.3%を占め、次いで知的障害が約9.7%、統合失調症が約8.9%の順となっている。

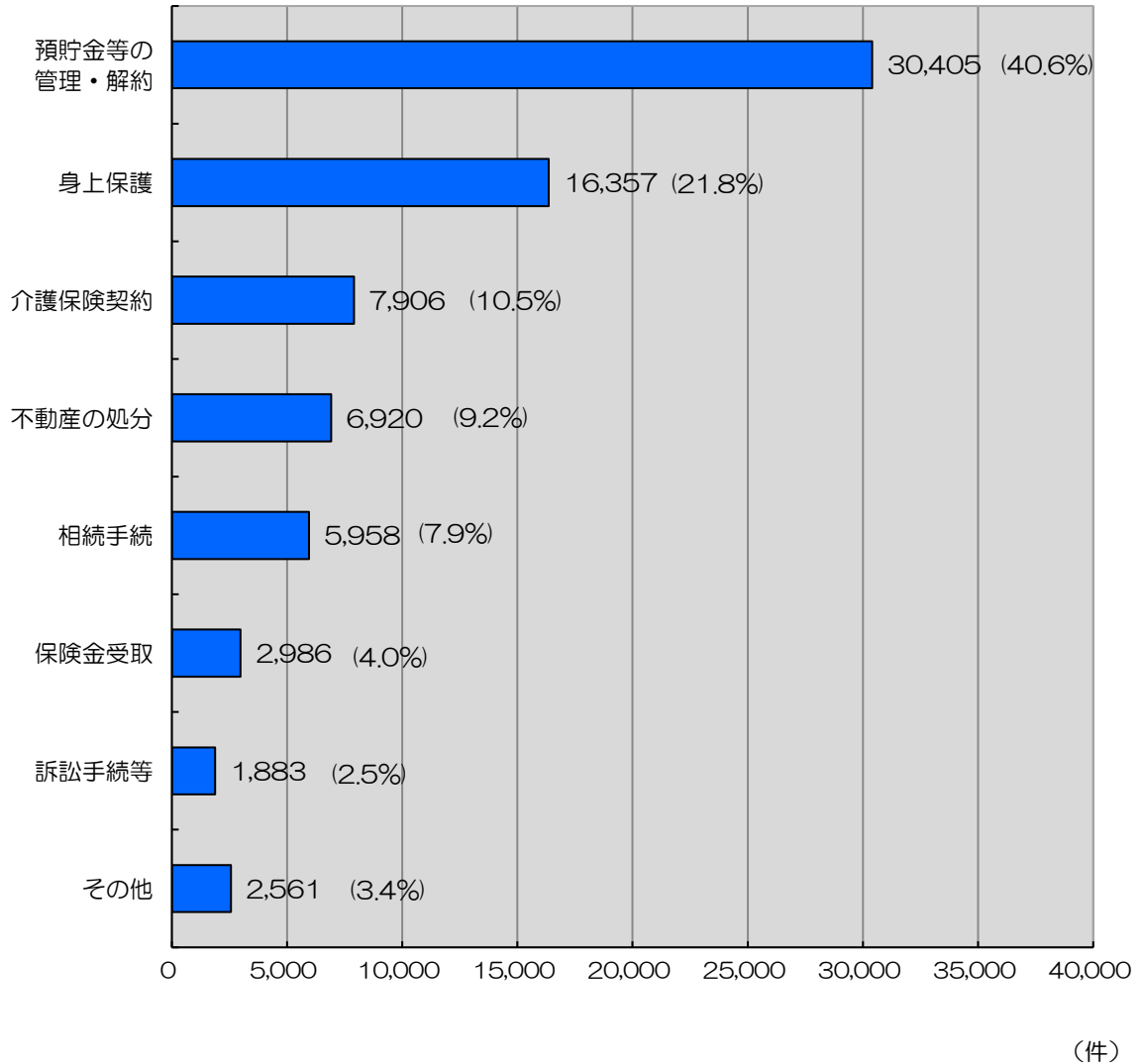


- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合



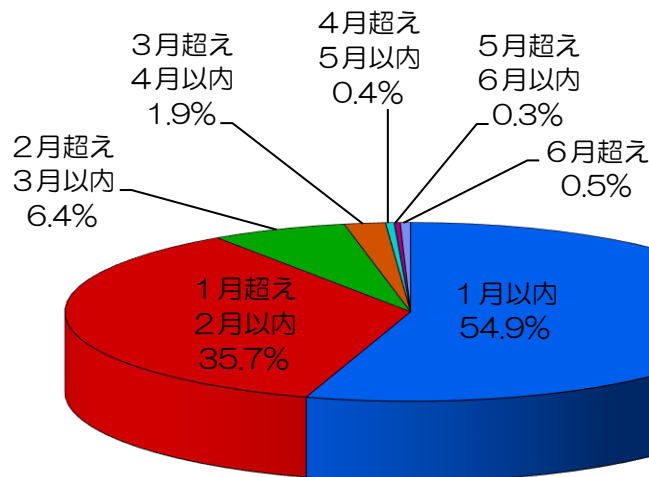
（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，総数は，終局事件総数（35,593件）とは一致しない。

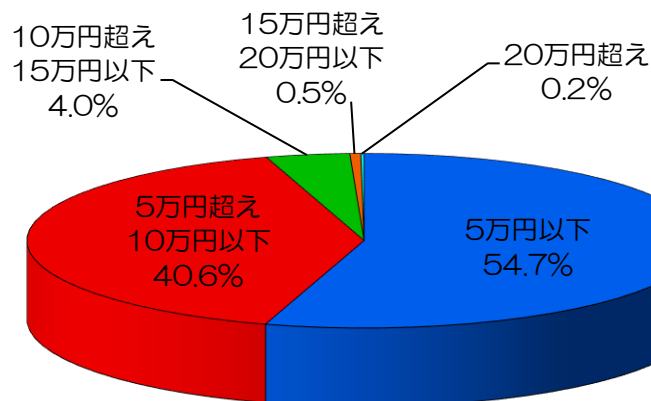
7 鑑定について（資料8，9）

- 成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約7.0%（前年は約8.3%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約54.9%（前年は約56.3%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約54.7%（前年は約55.1%）を占めており、全体の約95.3%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約96.0%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



（資料9） 鑑定費用別割合



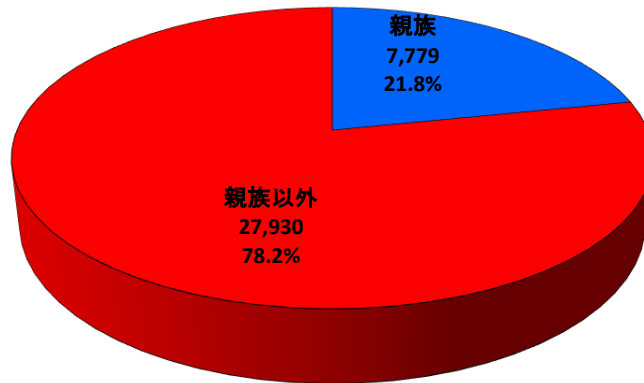
8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約21.8%（前年は約23.2%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約78.2%（前年は約76.8%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

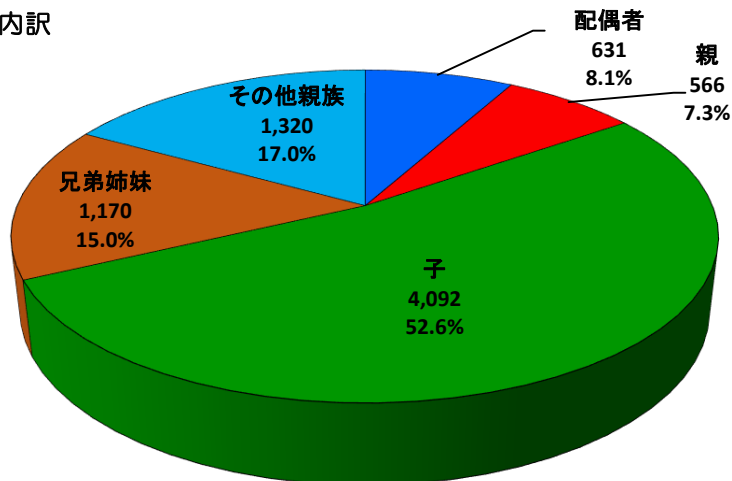
関係別件数（合計）	35,709件	（前年36,335件）
親族	7,779件	（前年8,429件）
親族以外	27,930件	（前年27,906件）
うち弁護士	7,763件	（前年8,160件）
司法書士	10,539件	（前年10,535件）
社会福祉士	5,133件	（前年4,837件）
市民後見人	296件	（前年320件）

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

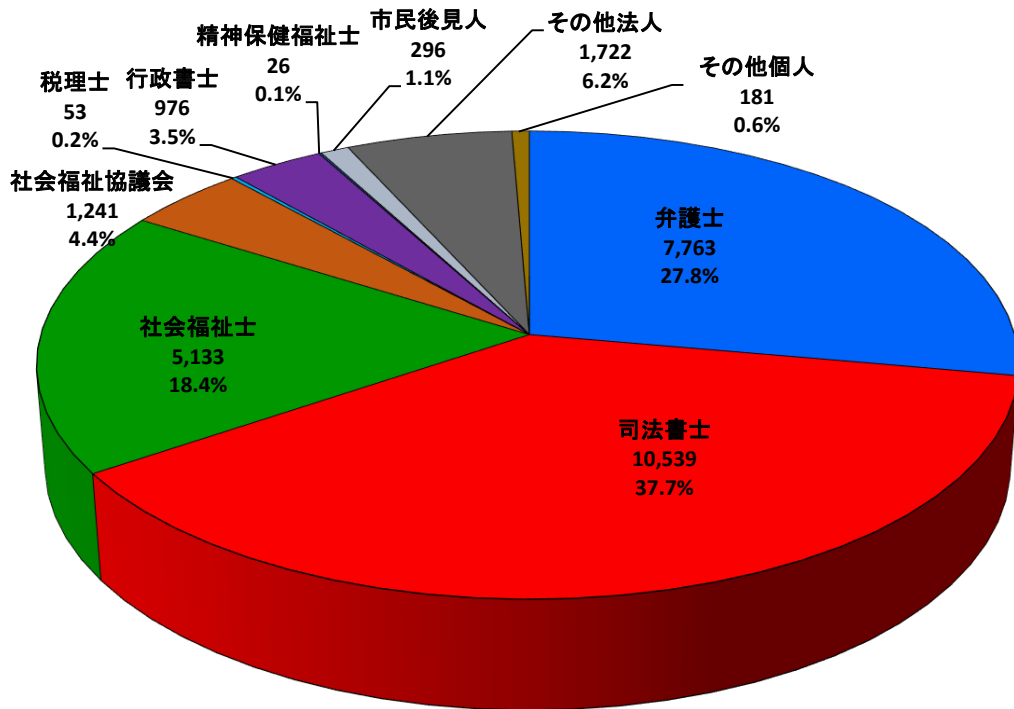
① 親族、親族以外の別



② 親族の内訳



③ 親族以外の内訳

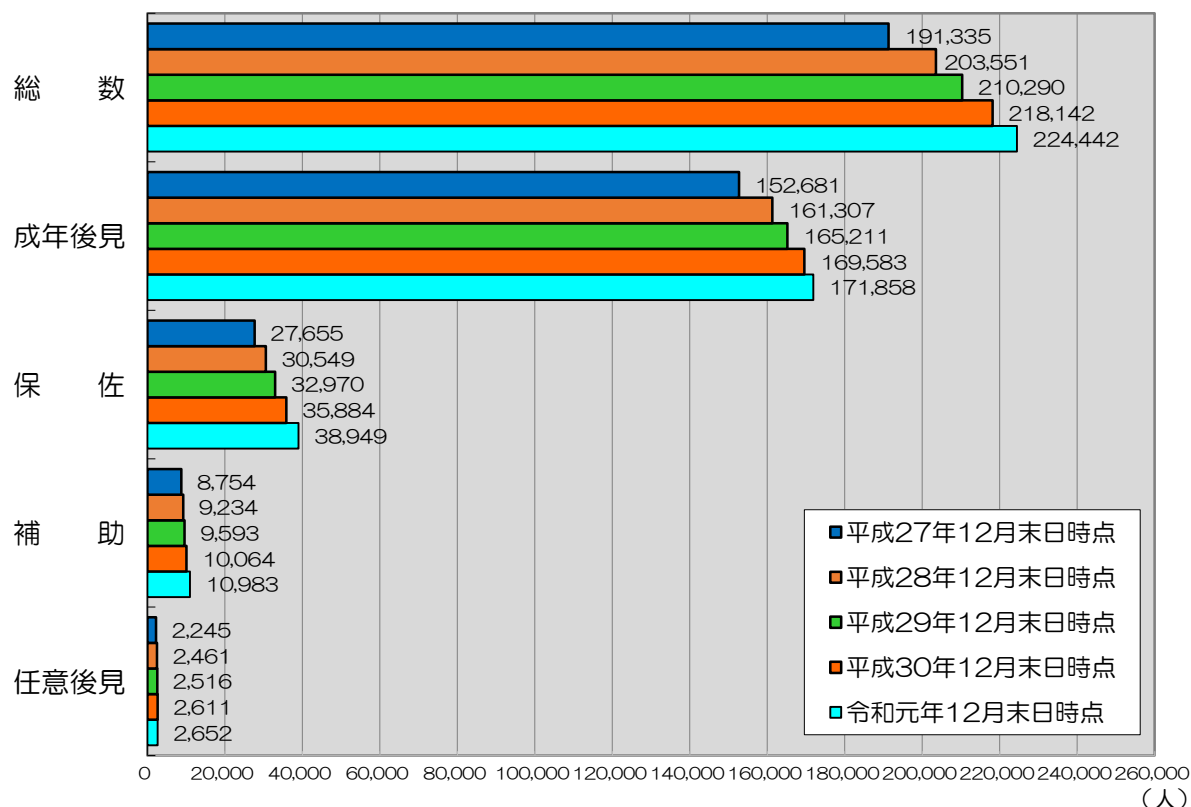


- (注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。
- (注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの(35,709件)を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数(33,369件)とは一致しない。
- (注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。
- (注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は、弁護士法人265件、司法書士法人452件、税理士法人0件、行政書士法人12件であった。)
- (注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(※1)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう(※2,3)。
- ※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。
- ※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。
- ※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

- 令和元年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で224,442人（前年は218,142人）であり、対前年比約2.9%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は171,858人（前年は169,583人）であり、対前年比約1.3%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は38,949人（前年は35,884人）であり、対前年比約8.5%の増加となっている。
- 補助の利用者数は10,983人（前年は10,064人）であり、対前年比約9.1%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,652人（前年は2,611人）であり、対前年比約1.6%の増加となっている。

（資料11） 成年後見制度の利用者数の推移



（注） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。